

我が国の海洋をめぐる状況

○国土地面積
約38万km²(世界第61位)

○領海・排他的経済水域の面積
約475万km²
国土面積の約12倍

○離島の数
6,847島

○海岸線長
約3.5万km(世界第6位)

○輸出・取扱貨物量の海上輸送依存度(平成23年)
99%以上

○漁獲量(平成22年)
約531万トン(世界第4位)

○海洋エネルギー・鉱物資源
海底熱水鉱床等の鉱物資源、
メタンハイドレート等のエネルギー資源が分布

(出典)海上保安庁レポート2011

**最近の海洋をめぐる情勢
～新しい海洋基本計画策定へ向けて～**

**内閣官房総合海洋政策本部事務局長
内閣審議官
長田 太**

総合海洋政策の推進体制及び海洋政策担当大臣について

◎ 食料、資源、エネルギーの確保、水産資源の保護、海上輸送の確保、大気環境の保護等、海洋環境の維持保全等の課題に対する総合的な対応を実現するため、海洋資源の開発や海洋利用の促進、国土防衛等の観点から、官民一体として海洋政策に取り組む必要性

海洋基本法の成立及び施行(平成19年7月20日)
総合海洋政策本部の発足及び海洋政策担当大臣の指名

6つの基本理念: 海洋の開発及び利用と海洋環境の保護との調和等
12の基本的原則: 海洋資源の開発や海洋利用の促進、国土防衛等の観点から、官民一体として海洋政策に取り組む必要性

海洋基本計画
(平成20年3月閣議決定「わくわく年齢に見直し」)

総合海洋政策本部による施策の推進

内閣
総合海洋政策本部
内閣
内閣官房総合海洋政策本部事務局
幹事会
(各省局組織)

○所管事務
・海洋基本計画の策定及び実施の推進
・海洋産業の振興及び国際競争力の強化
・沿岸域の統合的管理
・離島の保全等
・国際的な連携の確保及び国際協力の推進
・海洋に関する国民の理解の増進等

○定義
大陸棚における沿岸国権利及び管轄権

○権利及び管轄権
領土
沿岸国は主権
(ただし、船舶は
無害通過権を有する。)
接続水域
原則として「公海の自由」
(該当主権に基づく管轄権)
公海
※水産資源、鉱物資源等が開拓される場合の主権的権利
上部水城
海底
沿岸国は主権
水産資源、植物資源等の開拓等に係る主権的権利
基盤から200海里(+地形的条件による延長)

○大陸棚
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)

○定義
大陸棚における沿岸国権利及び管轄権

○権利及び管轄権
領土
沿岸国は主権
(ただし、船舶は
無害通過権を有する。)
接続水域
原則として「公海の自由」
(該当主権に基づく管轄権)
公海
※水産資源、鉱物資源等が開拓される場合の主権的権利
上部水城
海底
沿岸国は主権
水産資源、植物資源等の開拓等に係る主権的権利
基盤から200海里(+地形的条件による延長)

○大陸棚
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)

○定義
大陸棚における沿岸国権利及び管轄権

○権利及び管轄権
領土
沿岸国は主権
(ただし、船舶は
無害通過権を有する。)
接続水域
原則として「公海の自由」
(該当主権に基づく管轄権)
公海
※水産資源、鉱物資源等が開拓される場合の主権的権利
上部水城
海底
沿岸国は主権
水産資源、植物資源等の開拓等に係る主権的権利
基盤から200海里(+地形的条件による延長)

○大陸棚
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)
基盤から200海里
(延長)

新たな海洋基本計画(平成25年度～平成29年度)について

1. 基本計画の前提となる海洋政策を巡る環境の変化

東日本大震災以後のエネルギー供給の危機
新たなプロジェクトとしての海洋エネルギー・鉱物資源に対する期待の高まり
経済が低迷する中での日本再生に向けた海洋分野への期待の高まり
我が国をめぐる環境の変化に対応した海洋権益擁護全般への関心の高まり

2. 基本計画策定のための参与会議の開催

●昨年5月、総理が小宮山座長以下10名の参与を任命。5つの重点課題を中心に集中的に議論。
●10月31日の参与会議で意見を踏まえ、11月27日、小宮山座長から総理大臣及び
海洋政策担当大臣に意見書を提出。

重点課題 (参与会議での議論のまとめ)

○ 海洋産業の振興と創出
(海洋資源の開拓や生産可能エネルギー・利用の促進化に向けた技術開発、新しい海洋産業の開拓競争力強化、海道・物流改革等)

○ 沿岸域の安全の確保と杜撰化(復興)
(陸域と海域を一括かつ総合的に管理する地域スキームを構築する地方の支援等)

○ 海洋の安全保障(海洋の安全確保)
(海上保安庁及び海上自衛隊の体制強化や能力向上、周囲の連携の強化、
海洋に関する国際連携等への貢献)

引き続き議論すべきその他の課題

○ 海洋資源化技術等の導入促進等
○ 海洋科学技術に関する研究開発の推進
○ 水産の持続的利用
○ 水産資源に対する監視から5つの課題の発生
○ 管理・規制等

○ 総合海洋政策本部の機能強化
(参与会議の運営及び評議会等の開催等)

3. 今後の政府の取組

参与会議意見を踏まえ、
政府部門で今後さらに検討

新たな海洋基本計画の策定
(平成25年3月に閣議決定予定)
平成25年3月予定 平成25年年度

延長大陸棚の設定について

H20.11 申請 74万km²
H24.4 審査
H24.4 勘告
再申請の可能性を検討
却下された海域
認められた海域
先送りされた海域
EEZ及び大陸棚に関する法律に基づき
政令制定
境界画定
交渉
(対米国パラオ)
認めた範囲(約31万km²)
審査が先送りされた範囲(約25万km²)

中国、韓国による東シナ海の大陸棚延長申請(平成24年12月)

1. 経緯
平成24年1月 中日、韓日は既に申請の大陸棚限界委員会に提出
平成24年3月 日本国は閣議決定で申請に對照基準を表明
12月14日 中国が申請の大陸棚限界委員会に提出
12月26日 韓国が申請の大陸棚限界委員会に提出

2. 中韓の申請のポイント
○ 中国：韓国は、南西諸島北方の大陸棚トライポードまで大陸棚を延長。
○ 中国は、尖閣諸島について日本の領土として海底基線を設定。

3. 日本政府としての立場
○ 韓英韓日が400海里を越える海域については、合意による境界確定が妥当であり、中央動線ノルマ法において大陸棚を延長することは認められない。
○ 手続上、請求確定が必要な場合には、開拓権の同意が必要。
○ 実質的競争が激烈な領土であることは歴史的にも法理上も疑いが強い。
※大陸棚界に関する委員会手続規則(開示部分)
「領土又は海洋の競争が存在する場合、委員会は「・申請について…
・検討する評議して…ない」などして、該当競争のすべての当事国
が事前に同意を与えて、いよいよ…検討することができる。」

4. 日本政府の対応
平成25年7月の同委員会に中韓の申請が取り扱われる予定。
上記の日本政府としての立場を主張する口上書を、国連事務局に
中国については12月28日に、韓国については1月11日に提出。

我が国の海洋におけるエネルギー・鉱物資源の概要

	石油・天然ガス	メタンハイドレート	海底熱水鉱床	コバルトリッチクラスト
説明	生物起源の有機物が 厚く積みた海底の堆 積岩中に賦存	低温高圧の条件下で、 水分子がメタノ分子に 取り込まれた氷状の物 質	海底から噴出する熱 水に含まれる金属成 分が沈殿してきた鉱 床	海底の岩石表皮状 に覆う厚さ数mmから 十数cmのマンガン酸 化物
含有する エネルギー・ 鉱物資源	石油、天然ガス	メタンガス (天然ガス)	銅、鉛、亜鉛、金、銀 やガルニウム、ガリ ウム等レアメタル	マンガン、銅、ニッケル、 コバルト、白金等
分布する水深	水深数百m～2,000m 程度(探査可能範囲) の海底下數十m	水深1,000m以深の 海底下約数百m	500～3,000m	1,000～2,400m
写真				



